

三重県有料老人ホーム設置運営指導要綱

第1章 総則

(目的等)

第1条 この要綱は、三重県内における有料老人ホームの設置及び運営について必要な事項を定め、高齢者が安心して生活することができるよう、良好な居住環境及び生活支援サービスを提供する優良な有料老人ホームの設置及び運営を図り、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 この要綱は、三重県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）と一体となって解釈、運用されなければならない。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する施設をいう。
- (2) 設置予定者 三重県内において有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
- (3) 設置者 三重県内において有料老人ホームを現に設置し、及び運営している者をいう。
- (4) 設置予定者等 設置予定者及び設置者をいう。

(設置予定者等の責務)

第3条 設置予定者等は、この要綱及び指針等の規定を誠実に遵守するとともに、その所在地を管轄する市町の意見を充分配慮しなければならないものとする。

第2章 事前協議

(事前協議)

第4条 設置予定者は、有料老人ホーム設置に伴う都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第43条の規定する開発許可又は建築許可（有料老人ホーム以外の用途で同法第29条の規定による開発許可を受けたものを老人ホームに転用する場合は、同法第42条の規定による予定建築物の変更許可）の申請の前に、三重県知事（以下「知事」という。）と協議しなければならない。

なお、定義見直しにかかる老人福祉法の改正（平成18年4月1日施行）に伴い、新たに届出が必要となった有料老人ホームにおいては、本事前協議を省略することができるものとする。

- 2 設置予定者は、前項に規定する都市計画法の申請を要しないで有料老人ホームを設置する場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認の申請前に、知事と協議をしなければならない。
- 3 設置予定者は、前2項に規定する都市計画法及び建築基準法の申請を要しないで有料老人ホームを設置する場合においても、法第29条第1項に定める届出前に、知事と協議をしなければならない。

- 4 設置予定者は、介護保険法第 70 条第 1 項に基づく特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けるものとして有料老人ホームを設置しようとする場合は、別に定める特定施設入居者生活介護事業所の指定に関する事前協議取扱要綱に規定する事前協議と同時に、本要綱に規定する事前協議を行うものとする。

(事前協議提出書類)

第 5 条 設置予定者は、次に掲げる事項を記載した書面を添付の上、有料老人ホーム設置事前協議書(様式第 1 号)を知事に提出し、協議するものとする。この書類の提出部数は正本 1 通、副本 2 通とする。

(1) 基本的事項

ア 有料老人ホーム設立(経営)趣意書 イ 市町及び関係機関との協議書(設置予定者が記載したもの) ウ 入居者募集計画 エ 前払金返還債務の保全措置(「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置(平成 18 年厚生労働省告示第 266 号)」に定める保全措置を証する書類の写し)

(2) 設置主体に関する事項

ア 法人の概要 イ 事業概要 ウ 役員名簿 エ 役員履歴書
オ 法人定款 カ 商業登記簿謄本 キ 主な出資者(株主等名簿、出資比率等)
ク 過去 3 年の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等) ケ その他
設置予定者に親会社がある場合は、当該親会社についても同様の書面を添付するものとする。公益法人の場合は、アからクに準じた書面を添付するものとする。

(3) 立地条件に関する事項

ア 位置図 イ 公図写 ウ 建物配置図 エ 現況写真 オ 立地予定地の都市計画法、農地法等関係法令の開発規制に係る該当状況及び現況 カ 土地登記簿謄本 キ 建物表示登記簿謄本(既設建築物を利用する場合のみ添付) ク 所有権移転確約書 ケ 抵当権等解除確約書 コ 地権者の事業協力(売買内諾)書(建設予定地を買収又は借地する場合のみ添付) サ 既設建築物の開発許可書、建築許可書、建築確認済証(既設建築物の用途変更の場合) シ その他

(4) 規模及び構造設備に関する事項

ア 面積(敷地、建物、延べ床) イ 建物構造
ウ 施設設備の概要(建築基準法、消防法等による避難設備、消火設備等)
エ 建物平面図、立面図 オ 各室面積表 カ スプリンクラー設備
キ 耐火建築物又は準耐火建築物としない理由書(木造かつ平屋建ての場合のみ)
ク その他

(5) 職員の配置等に関する事項

ア 職員配置計画 イ 職員研修計画 ウ 職員衛生管理計画

(6) 施設の管理運営に関する事項

ア 管理規程 イ 入居者名簿等諸帳簿 ウ 緊急時対応計画(避難訓練)
エ 運営懇談会規約(構成)
オ 診療所概要(嘱託医氏名、履歴書、診療科目、診療日程、診療所設備等)

(7) サービスに関する事項

ア 重要事項説明書 イ 介護サービス等の一覧表 ウ 入居契約書

(8) 事業収支計画に関する事項

ア 資金収支計画書 イ 損益収支計画書 ウ 金融機関の融資同意書

(9) 利用料等に関する事項

ア 前払金算定根拠 イ 返還金算定方式 ウ 月額利用料明細
エ 介護費用算定根拠（返還金算定方式）

(10) 契約内容等に関する事項

ア 入居契約書（(7)のウと同じ） イ 管理規程（(6)のアと同じ）
ウ 重要事項説明書（(7)のアと同じ）
エ 介護サービス等の一覧表（(7)のイと同じ）
オ 苦情解決・相談窓口

(11) 情報開示に関する事項

ア 有料老人ホーム情報開示等一覧表 イ 有料老人ホーム類型及び表示事項

2 知事は、前項の事前協議書を受理したときは、設置予定地の市町長に事前協議書の写しを送付し、設置についての意見を求めるものとする。この際、当該市町長から提出される意見書は、有料老人ホーム設置意見書（様式第2号）とする。

なお、下記においては、本意見書を省略することができるものとする。

(1) 第4条第4項に該当する有料老人ホーム

(2) 介護療養型医療施設の療養病床転換に伴い設置される有料老人ホーム

3 知事は、第1項の事前協議の結果、設置計画の内容がこの要綱及び指針等に適合していると認めた場合には、設置予定者に対して事前協議を終了する旨の通知を行うものとする。この際の通知は、有料老人ホーム設置事前協議済書（様式第3号）によるものとする。

（市街化調整区域における証明等）

第6条 市街化調整区域内において有料老人ホームを設置しようとする設置予定者は、前条の事前協議終了後、都市計画法に基づく開発許可申請等の用に供するため、有料老人ホーム建設に係る適合証明申請書（様式第4号）を知事に提出し、その証明を受けるものとする。

第3章 届出等

（届出等）

第7条 設置予定者は、建築確認通知書を受領後（建築確認を要しない場合は、事業開始報告前）、速やかに有料老人ホーム設置届（老人福祉法施行細則（平成5年三重県規則第26号。以下「細則」という。）第23号様式。老人福祉法の改正（平成18年4月1日施行）に伴い、新たに届出が必要となった有料老人ホームにおいては、様式第10号）により、法第29条第1項に定める届出を行わなければならないものとする。この書類の提出部数は正本1通、副本1通とする。

2 入居者の募集は、前項の届出が受理された後に開始するものとする。

(事業開始報告)

第8条 設置予定者は、有料老人ホームの設置及び運営を開始したときは、10日以内に、有料老人ホーム事業開始報告書(様式第5号)及び重要事項説明書を知事に提出するものとする。この書類の提出部数は正本1通、副本1通とする。

(変更届)

第9条 設置予定者等は、第7条第1項の届出の内容(事業開始の予定年月日並びに事業開始に必要な資金の額及びその調達方法を除く。)に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に有料老人ホーム設置届出事項変更届(細則第24号様式)及び重要事項説明書を知事に提出しなければならない。この書類の提出部数は正本1通、副本1通とする。

なお、次の各号に掲げる場合には、それぞれ各号に定める書類を提出しなければならないものとする。

- (1) 役員及び施設長に変動があった場合は、役員名簿並びに当該役員及び当該施設長の履歴書
- (2) 入居契約書、管理規程等を変更した場合は、当該変更事項及び当該事項に係る運営懇談会の開催内容を示す書類
- (3) 利用料を改定した場合は、当該改定事項及び当該事項に係る運営懇談会の開催内容を示す書類

(入居定員が増加する場合の事前協議)

第10条 設置予定者等は、入居定員を増加しようとするときは、あらかじめ有料老人ホーム定員増加に係る事前協議書(様式第6号)を知事に提出し、協議しなければならない。この書類の提出部数は正本1通、副本2通とする。

なお、老人以外を入居させるなどで、建物の構造設備を変更せず有料老人ホームの入居定員を減少し、その後、当該入居者が退去するなどにより建物の構造設備を変更せず元の定員の範囲内で増員しようとする場合には、本事前協議を省略することができるものとする。

- 2 第5条第2項及び第3項の規定は、入居定員を増加する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「有料老人ホーム設置意見書(様式第2号)」とあるのは「有料老人ホーム定員増加に係る意見書(様式第7号)」と、同条第3項中「有料老人ホーム設置事前協議済書(様式第3号)」とあるのは「有料老人ホーム定員増加に係る事前協議済書(様式第8号)」と読み替えるものとする。
- 3 設置予定者等は、第1項及び前項に基づく事前協議終了後に入居定員を増加するための工事、入居者募集等を行うものとする。
- 4 設置予定者等は、入居定員を増加したときは、前条の規定に基づき有料老人ホーム設置届出事項変更届を知事に提出しなければならない。

(廃止又は休止届)

第11条 設置予定者等は、第7条第1項の届出をした有料老人ホームを廃止又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに有料老人ホーム廃止又は

休止届（細則第 25 号様式）を知事に提出しなければならない。この書類の提出部数は正本 1 通、副本 1 通とする。

第 4 章 設置後の状況報告等

（定期報告）

第 12 条 設置者は、毎年 7 月 1 日現在の次の書類を作成し、正本 1 部及び副本 1 部を知事に報告するものとする。

- （1）重要事項説明書、事業者が運営する介護サービス事業一覧表及び入居者の個別選択によるサービス一覧表
- （2）入居契約書
- （3）管理規程
- （4）入居案内パンフレット
- （5）職員配置がわかる書類
- （6）直近の事業年度の貸借対照表 (B/S) , 損益計算書 (P/L) , 資金収支計算書 (C/F) の財務諸表（他業を営んでいる場合には他業に係る当該書類、親会社がある場合には当該親会社の業務に係る当該書類）
- （7）有料老人ホーム情報開示等一覧表
- （8）その他知事が指定する書類

（事故報告）

第 13 条 設置者は、有料老人ホーム内で事故が発生した場合には、直ちに、事故報告書（様式第 9 号）により知事に報告するものとする。

（有料老人ホームに係る立入検査の実施）

第 14 条 知事は、有料老人ホームに対して、別に定めるところにより、立入検査を行うものとする。

第 5 章 雑則

（書類の経由）

第 15 条 この要綱に基づき知事に提出すべき書類は、当該有料老人ホームの所在地を管轄する保健所又は福祉事務所の長を経由するものとする。

ただし、三重県電子申請・届出システム等による届出については、その限りでない。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるものの他、有料老人ホームの設置及び運営の指導に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前から設置及び運営されている有料老人ホームについては、こ

の要綱及び指針等に適合するための措置がとられなければならないものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

なお、この要綱の施行の際、平成25年3月31日までに設置事前協議の終了した有料老人ホームについては、有料老人ホーム設置届（老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第29条第1項）の提出書類については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。